

条 例

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例及び埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第一号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例及び埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

(埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第一条 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年埼玉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一条第一項中「第二条第七号」を「第二条第六号」に改める。

第十二条第一項中「第六号」を「第五号」に改める。

第十七条第一項中「第二条第七号」を「第二条第六号」に改める。

(埼玉県青少年健全育成条例の一部改正)

第二条 埼玉県青少年健全育成条例(昭和五十八年埼玉県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三号中「大麻」を削る。

附 則

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和五年法律第八十四号)の施行の日から施行する。